

外務員研修会

平成20年7月19日(土)、21日(月・祝)

伏見ライフプラザ 5階 鯉城ホール

名古屋市民火災共済生活協同組合

外務員研修会 レジメ

<10時15分 開会予定>

事務局長あいさつ

1 勧誘方針について

2 共済募集事務について

3 質疑応答

<11時30分 閉会予定>

1 勧誘方針について

◎当組合では平成13年4月1日より、金融商品の販売等に関する法律第8条に基づく「勧誘方針」を次のように決め、実施しております。

健全な事業運営に努めます。

当組合は、「全国共済生活協同組合連合会」との間で再共済契約を結び、共済契約者保護に努めるとともに、健全な事業運営に努力します。

組合員の立場に立った普及活動に努めます。

1. 組合員の状況等を配慮した共済の説明に努めます。
2. 組合員にご迷惑をおかけする時間帯や場所での普及活動は行いません。
3. 担当者の教育・研修に努めます。
4. 当組合への苦情、ご要望等がございましたら、組合事務局（フリーダイヤル 0120-533-599）までお寄せください。

2 共済募集事務について

1	規約の改正	生協法の改正に伴い規約の一部が改正されます
---	-------	-----------------------

【主な改正点】

1. 組合は契約申込者に対し、「契約の概要」および「注意事項」を正確に告知すること
⇒契約申込者に契約内容を理解してもらうためです。
2. 契約申込者は組合に対し、知っている事実を告知しなければならないこと
⇒契約申込時に、申込書記載事項について知っていることを告げなくてはなりません。
3. クーリング・オフ制度（申込の撤回と解除）は適用されないこと
⇒当組合の火災共済は1年の契約なので、クーリング・オフ制度の適用はありません。
4. 掛金の払い込みに猶予期間が設けられたこと
⇒口座振替者に対して、振替日に残高不足等で振替ができなかった場合に適用されます。

2	申込書記入の留意点	次の事項にご留意願います
----------	------------------	---------------------

1. 契約取扱者が留意すること

外務員コードの下2桁の記入、外務員の署名と押印をお願いします。
ただし、継続契約に限り協力員が手続きにご協力いただく場合は、その協力員の氏名を特記事項欄に記入してください。(この場合も、外務員の署名、押印は必要です)

2. 契約申込者をお願いすること

(1) 新規・再契約の場合

契約申込者ご自身に住所、氏名等を記入いただくようお願いいたします。やむを得ぬ事情で代理記入することがあっても、契約者氏名だけは自署していただくよう、説明してください。

(2) 継続契約の場合

申込書に印字されている契約事項(構造、面積等)を必ず確認していただいたうえで、契約者の押印をお願いします。

3	個人情報の保護	申込書などの取扱いには嚴重な注意が必要です
----------	----------------	------------------------------

1. 申込書などの取扱い

⇒車や自転車から離れる時は、申込書等の入ったバッグや袋の置き忘れがないよう、必ず一緒に持ってください。

2. 組合員に関する知り得た個人情報は第三者に提供しないこと

⇒契約者の住所、氏名、契約内容などの個人情報は、火災共済事業以外の目的には使用しないようにしてください。

万が一、申込書の紛失等の事故が発生した場合は、速やかに各区連絡所または組合事務局へ連絡してください。

紛失等の事故が発生した場合、組合はその事故内容を確認の上、該当者一人一人に謝罪の品を添え、お詫びと説明を行い了解を得ることになります。

4	新規・再契約の獲得	新規契約の獲得と再契約の推進をお願いします
----------	------------------	------------------------------

1. 市民火災共済の特色を積極的にPR

地域防災活動の要である消防団からの情報、配布チラシによる情報等を活用して新規契約希望者を見出してください。

【PRポイント】

“割安な掛金、迅速な対応、大きな補償”をモットーに、火災等共済金のほかに費用共済金の支払い、自然災害見舞金の支払いがあるなど、補償範囲が大変充実していることを説明してください。

火災等共済金		費用共済金
①火災	⑤水漏れ	①臨時費用
②破裂又は爆発	⑥落雷	②残存物取片づけ費用
③航空機の墜落	⑦盗難	③失火見舞費用
④自動車の飛び込み		④修理費用
		⑤漏水見舞費用

《支払例》

建物に 100 口 1,000 万円契約しており、その建物が全焼した場合、共済金は次のように支払われます。

・火災等共済金	1,000 万円
・臨時費用共済金(火災等共済金の 10%で 100 万円限度)	100 万円
・残存物取片付け費用共済金(火災等共済金の 6%で 100 万円限度)	60 万円
合計	1,160 万円

◆震災見舞金

区分	見舞金支給額
全損	共済金額×5% (1災害100万円限度)
半損	共済金額×2.5%(1災害25万円限度)

◆風水害等見舞金

区分	見舞金支給額
全損	共済金額×5% (1災害100万円限度)
半損	共済金額×2.5%(1災害25万円限度)
一部損	共済金額×1% (1災害5万円限度)
床上浸水	共済金額×1% (1災害5万円限度)

2. 公営住宅入居者への加入促進

公営住宅（市営住宅、県営住宅、公団住宅等）の入居者へは、動産の契約をお勧め願います。

火災以外にも「落雷」「水漏れ」等が補償されることをアピールしてください。

3. 契約中止者（脱退者）への再訪問

以前に契約をしていたが何らかの理由で、契約中止状態および脱退になっている場合があります。

市民火災共済の補償内容を説明していただき、再度の契約をお願いしてください。

5	中途解約や脱退の防止	契約の中止や脱退をくい止めてください
----------	-------------------	---------------------------

1. 地震保険がないからやめるという人

地震保険は単独で加入はできません。必ず火災保険とセット加入が条件になり、地震保険の契約額は火災保険の契約額の最大50%までが限度です。また、地震保険料は火災保険料と別に必要です。

市民火災共済は別途掛金をいただくことなく、全損の場合最高100万円の見舞金が支払われます。

2. 他保険加入を理由に契約しないという人

- ①他保険に加入されていても、財産価値の範囲内なら契約は可能です。
- ②住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）から借入のある方は、動産（家財）に契約できます。
- ③「他の保険に加入する」との理由で一旦は契約を断った場合でも…
⇒「検討してみたがやはり契約したい」、「掛金が高いのもう一度加入したい」、という方がありますので、市民火災共済の有利性をアピールし、再度契約を勧めてください。

3. 口座振替はしたくないという人

「口座がない」、「引落しは嫌い」等の理由で口座振替を拒否される場合があります。

組合は口座振替への移行をお願いしていますが、今年度よりコンビニエンスストアや郵便局からの「振込」も可能になりましたので案内してください。

6	共済契約に関する事項	共済契約における各種規程・ルールをお守りください
----------	-------------------	--------------------------

1. 重複契約

他に火災保険や火災共済などの契約がある場合、他の保険（共済）との契約合計額が財産の価値を超えないように注意してください。
※

※財産価値について

当組合は契約の対象となる建物、動産の構造、用途、質、規模が同等のものを、現時点で建築または購入するために必要な金額で算定する「新価方式」をとりいれております。

2. 建物の構造

掛金を算出する場合の建物の構造は「耐火構造」と「木造」の2種類です。
耐火構造とならない場合はすべて木造となります。

《耐火構造の建物の例》

- ① 鉄筋コンクリート造のマンション、ビルなど
- ② 外壁のすべてがコンクリート造（ALC含む）、コンクリートブロック造、レンガ造、石造

3. 再取得価額特約

火災等によって損害を被った場合、契約金額を限度に同程度の物を再取得したり修理するために必要な金額を、共済金として支払う特約です。

共済価額（限度額）の70%以上を契約した場合に自動的に付帯され、大変有利な支払いを受けられますので、是非お勧め願います。

◎共済金の支払い例…契約限度額が2,000万円の建物で、損害額（修理費）が1,000万円の場合

<p>☆共済価額（限度額）の 70%以上の契約</p> <p>お支払い共済金=損害の額</p>	<p>・建物に1,400万円の契約がある場合 （契約限度額の70%以上の契約）</p> <p style="text-align: center;">⇒ 1,000万円</p>
<p>○共済価額（限度額）の 70%未満の契約</p> <p>お支払い共済金 =損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$</p>	<p>・建物に500万円の契約がある場合 （契約限度額の70%未満の契約）</p> <p style="text-align: center;">⇒ $1,000 \text{万円} \times \frac{500 \text{万円}}{2,000 \text{万円} \times 0.7}$</p>

約357万円

4. 継続手続きについて

現金による継続契約の場合は、契約期限内に契約をお願いします。
いつも不在で連絡がとれない場合は、連絡所にお申し出ください。

5. 空き家の取り扱い

契約の対象になるものは、共済契約者又はその方と生計を共にする同居の親族が所有し居住する建物、所有して居住用に貸す建物、所有し居住する建物内に収容されている動産です。

空き家になった場合は、原則として契約出来ないことになります。

入院や転勤等で一時的に空き家になっていても、再入居される場合は引き続き契約できますので、確認してください。

6. 共済金が支払われない主な損害

- ①共済契約者の故意又は重大な過失により生じた損害
- ②共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害
- ③戦争その他の変乱によって生じた損害
- ④地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害